平成２８年（フ）第２５９号
埼玉県川口市大字伊刈178番地の４　コーポ中井103号
債務者　社川　明弘
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０５号
さいたま市中央区鈴谷８丁目８番35―202号
債務者　福元のぞみ
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
埼玉県上尾市富士見２丁目15番１―202号
富士見団地、旧住所埼玉県上尾市富士見２丁目13番３号　富士見団地
債務者　佐藤和歌子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８６号
さいたま市岩槻区城南２丁目１番47号　グリーンハイツ６号室
債務者　小川美代子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５４号
愛知県岩倉市新柳町１丁目35番地１　ヒューマンアイランド岩倉Ａ棟1405号
債務者　中野　珠美
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３３４号
福岡市博多区那珂３丁目７番34号
債務者　佐藤　幸成
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２０号
福岡市早良区飯倉７丁目20番31号
債務者　竹島　星江
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２７号
福岡県糟屋郡志免町松ケ丘７番402号
債務者　倉智　　愛
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６０号
福岡市西区北原１丁目14番５―201号
債務者　黒石扶美江
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６５号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目４番17―408号
債務者　石井二三人
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６７号
福岡市博多区吉塚４丁目２番14―505号
債務者　伊藤喜久美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６８号
福岡市博多区吉塚４丁目２番14―505号
債務者　伊藤真奈美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４７８号
福岡県福津市花見が丘１丁目７番25―205号
柳　美保方、住民票上の住所福岡県飯塚市小正172番地７
債務者　高瀬　富啓
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４９０号
福岡市南区大楠１丁目９番１―206号
債務者　共田千明こと　許　　千明
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４９７号
福岡県春日市春日原南町３丁目19番地　サンティール春日公園202号
債務者　園田　麻世（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４９８号
福岡市西区今宿東２丁目10番５―314号
債務者　井上　伸子
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５００号
福岡市西区富士見３丁目20番22―102号
債務者　徳永　誠志
1　決定年月日時　平成28年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部